

新旧対照表

○神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)                      (指定管理者の公募の公告)                      第4条 神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、指定管理者を公募するときは、<u>インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。</u>                      (1)～(5) (略)                      第5条～第11条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)                      (指定管理者の公募の公告)                      第4条 神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、指定管理者を公募するときは、<u>神奈川県公報に次に掲げる事項を公告しなければならない。</u>                      (1)～(5) (略)                      第5条～第11条 (略)</p>